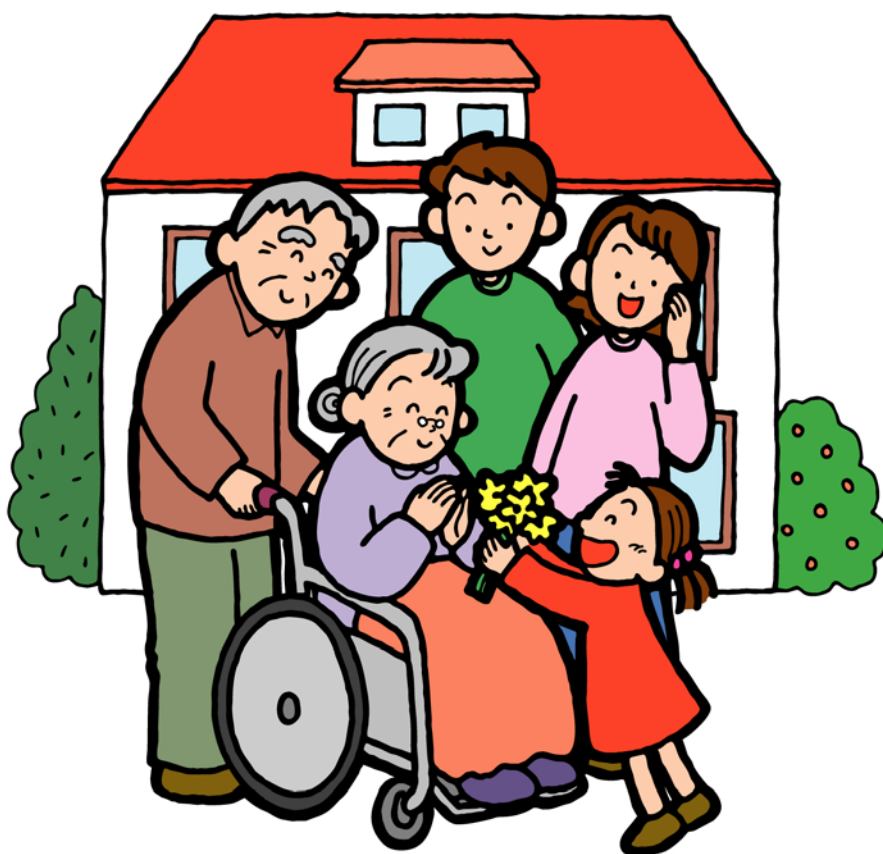


新上五島町 協働のまちづくり計画 (指針・推進計画)



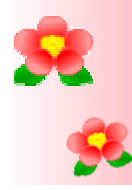
平成22年3月
長崎県新上五島町



.....目



.....次



第1章 はじめに

..... 1

第2章 協働を知る

1 協働の理念	2
2 協働のまちづくりの必要性	2
3 活動における協働の領域	4
4 協働の形態	5
5 協働の主体	7
6 協働の分野	8

第3章 新上五島町の現状と課題

1 現 状	9
2 自治活動の現況	11
3 NPO・ボランティア団体等の現況	16
4 課 題	23

第4章 協働のまちづくり推進のために

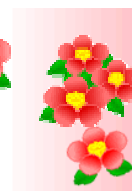
1 推進のための基本原則	25
2 推進のための基本方針	26

第5章 協働のまちづくり推進計画

1 推進のための基本的施策	27
2 協働のまちづくり組織イメージ図	31

◎協働のまちづくり計画策定委員会 32

◎用語解説 33





地方分権の進展に伴い、今、それぞれの自治体は、特色ある地域づくりが求められています。また少子・高齢化や高度情報化の進展など社会情勢、経済情勢がめまぐるしく変化する中、住民の価値観やニーズは多様化、複雑化、高度化していて、住民一人ひとりが満足する身近なサービスの必要性が高まっています。

一方、地域にあっては停滞する経済と過疎化・生産年齢人口の減少にともない活力が著しく低下しています。集落においては、その維持が難しくなって来ているところが増加し、生活扶助機能の低下、身近な地域交通の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増大といった安心、安全に関わる問題が以前にも増して深刻化しています。

このような中で、地域の特徴ある振興を図っていくためには、引き続き、地域産業の育成、交通や情報などの生活基盤の整備を図るとともに、地域の担い手の確保や育成が大きな課題になります。町においても財政状況の厳しくなるなかで、これまでの行政主体の取り組みから、住民の主体的な活動へ転換を図り、住民の力を活かした官民協働で地域の活性化に取り組むことが必要になって来っています。そのため、その指針となるべく「新上五島町協働のまちづくり計画」を策定しました。

私たちのまち新上五島町は、平成16年(2004年)8月1日に5つの町が合併して誕生しましたが、5町が合併するにあたって町の将来像として策定された新町建設計画のなかで『つばき香り 豊かな海と歴史・文化を育む 自立するしま』の実現のための基本方針の一つに「参加と行動による協働のまちづくり」が謳われています。

また、新町において策定された平成17年度から平成26年度を計画期間とする『新上五島町総合計画』のなかにも「参加と行動による協働のまちづくり」が掲げられています。

これを受けて、この計画は現時点における協働のまちづくりを具体的に進めるための基本的な考え方、方向性をまとめたものです。この計画に基づき、地方分権時代に対応した自己決定、自己責任のもと、住民と町がお互いに信頼できる関係を築きながら「参加と行動による協働のまちづくり」に取り組んでいかなければなりません。

しかしながら、協働を取り巻く状況は時間の経過と共に変化する可能性があります。今後、この計画の策定段階と同様、多くのみなさんのご意見や考え方を伺いながら、時代に即した計画となるよう評価、検証、次施策への反映を繰り返していくことが必要です。

そして、『つばき香り 豊かな海と歴史・文化を育む 自立するしま』の実現に向けて、一人ひとりがまちづくりを自分のまちづくりとして捉え、住民参加による協働のまちづくりが推進されていくことを切に願います。



1 協働の理念

『協働』とは、異なる立場の複数の参加者が、何らかの目標を共有し、それぞれの資源(人的資源、物的資源)や特性を持ち寄って、対等の立場で、自主的に協力して共に働くことです。そうすることにより、それぞれが独自に行うよりも、より高い成果を上げられる関係を協働と言います。

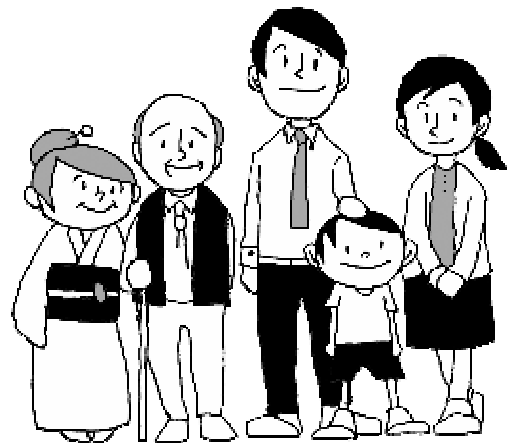
協働の主体としては住民と行政のみならず、NPO、ボランティア団体、企業等さまざまな組み合わせが可能です。「新上五島町協働のまちづくり計画」においては「住民と行政の協働」と、住民がお互いの理解のもとに支え合い協力し合う「住民相互の協働」が2つの大きな柱となります。

2 協働のまちづくりの必要性

(1)人口減少、少子高齢化の進展

人口研究と社会保障研究を行っている政府機関である国立社会保障・人口問題研究所が2006年12月に公表した「2005年(平成17年)10月1日の国勢調査」に基づく「2055年までの将来の人口推計」によれば、近年の出生率低下や寿命の延びを反映して、前回の2002年推計よりも少子高齢化が一層進行し、本格的な人口減少社会になるとの見通しが示されています。

地域においては平均を上回る高齢化の進展より、地域力の低下、コミュニティの弱体化が進んでいます。地域、特に集落の維持においては厳しい状況であると言わざるを得ません。そこで地域においては活力を生む、新たな力が必要となっています。



(2)住民のニーズの多様化

経済のめざましい発展に伴って、物の豊かさ、生活の便利さは格段に進みました。これに加えて昨今の高度情報化の進展により、住民の生活様式や価値観も多様化しています。

行政が求められるニーズも多様化・高度化・個別化しています。

これに対して行政は、あらゆる住民に対して公平性や平等性を原則として関わらなければならない、サービスの提供においても、慎重な事務処理、場合によっては法律に基づく対応などが要求されます。

さらに、国・地方を問わず厳しい経済・財政状況に加え、人員削減されるなかで、このようなニーズすべてに、一人ひとりの環境に応じた、きめこまやかな対応をすることはとても難しくなっています。

このため、まちづくりにおいて、行政以外にも住民をはじめ、目的に応じた多様な取組み主体の参加や役割分担が求められています。

(3)地方分権の推進

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて、国、都道府県、市町村それぞれの役割と責任の範囲が明確になり、国の地方公共団体に対する手続き、関与等が見直されました。

これにより地方は自己責任・自己決定のもと、その地域の特性に合った個性豊かで魅力ある地域社会を形成していくことが求められています。

そのためには、地域の特性を一番知っている住民がまちづくりに参加・協力することが重要になります。



3 活動における協働の領域

活動の領域を住民等(NPO、ボランティア団体等を含む。)の関わり方で分けたときに、一般的には下の図のようになると考えられます。

活動全体から、住民・行政それぞれの責任と主体性により行う活動を除いた部分が協働による活動として取り組むことができる領域と解することができます。



住民主体 ①	住民主導 ②	双方の対等協 ③	行政主導 ④	行政主体 ⑤
協働の形態の領域	(1)情報提供、情報交換(2)政策提案 (8)事業協力			[行政の関わり度合い]
	(3)共催 (5)実行委員会			[住民等の関わり度合い]
	(6)補助金、負担金		(7)委託(受託)	
	(4)後援		(4)後援	

①住民の責任と主体性により活動を行う領域

例：住民の私益な活動、地域内の親睦活動、集落内の草刈など

②住民の主体性のもとに行政が活動に協力する領域

例：後援によるイベント、補助を受けての地域活動など

③住民と行政が対等に協力して活動を行う領域

例：共催や実行委員会によるイベントの実施や講演会の開催など

④行政の主体性のもとに住民の協力を得ながら活動を行う領域

例：委員会や審議会の参加等による政策提言、アンケート調査への協力など

⑤行政の責任と主体性により活動を行う領域

例：許認可事務、税の賦課など

4 協働の形態

協働の形態は、協働による事業を行うにあたっての各主体の関わり方でさまざまな手法があります。

協働による事業を行う場合は、責任の所在や役割分担、経費負担を明確にし、事業の目的、内容、実施方法などに合わせて、主体の特性を効果的に生かすことのできる形態を柔軟に検討し選択する必要があります。

(1) 情報提供、情報交換

協働の主体それぞれの持っている情報を相互に提供し合ったり、意見交換などを行い、情報の共有を図ります。協働を進めるうえでの第一歩であり、情報の共有なくして協働は構築できません。

例：懇談会、ワークショップ、アンケート調査など

(2) 政策提案

事業の企画立案段階から目的や情報を共有し、協働の相手の多様なアディアや発想を反映する方法です。専門的な知識や経験、技術などを提案してもらいます。

例：企画提案の募集、公募委員、ワークショップ、パブリックコメントなど

(3) 共 催

協働の主体が共に主催者となって、それぞれのノウハウ、人的ネットワークや資源を持ち寄り、協力しながら事業を実施します。

例：講演会、講習会、イベントなど

(4) 後 援

主催者が実施する事業に対して、協働の相手方が開催に協力することで、社会的認知度が高まります。

例：講演会、講習会、イベントなど

(5) 実行委員会

実際に事業を実施する段階において、複数の主体が集まり新しい一つの組織を立ち上げ、そこが主催者となって事業を実施するもので、構成するそれぞれの主体が対等な立場で社会的責任が共有されます。

例：講演会、講習会、イベントなど

(6)補助金、負担金

公益性の高い事業などを実施する団体等に、申請に基づいて資金の提供を行う方法で、団体等がその特性を活かして、行政が対応困難な住民のニーズに対応できます。

例：各種補助金、助成金、負担金など

(7)委託(受託)

行政が責任を持って担うべき分野として考えられてきた領域に、事業の実施にふさわしい団体等が有する専門性、柔軟性、機動性などの特性を活用して、より効果的な取組とするために、その実施を委ねるものです。

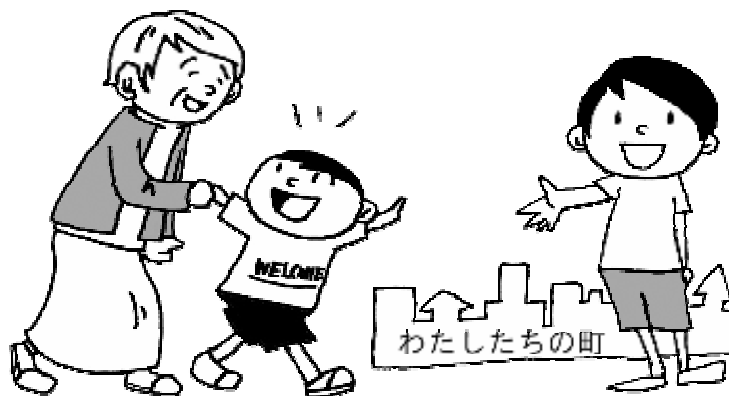
行政の財政的な負担軽減のみを目的として委託するのではなく、行政自らが実施するよりも、委託する方がより良い成果が上げられることが必要です。

例：公の施設管理・運営など

(8)事業協力

協働の主体がお互いの特性を活かして、目標や役割分担などを取り決め、一定期間、継続的な関係の下で事業を協力して行います。

例：住民による道路清掃活動(アダプト制度)など



5 協働の主体

「まちづくりにおける協働の主体は、市民である。一般的には行政と市民という表現もなされることも多い。ただし、市民とは必ずしも地域住民に限定されるものではなく、NPOをはじめ、企業などの企業市民も含まれ、また地域の一員という意味では行政もまた行政市民という名の市民である。…以下略—ウィキペディア協働の主体より—」とありますが、分かりやすいように協働の主体を下記のとおり分類しました。

協働を進めるうえでは、主体となり得る協働の相手の特性を知ることにより、さまざまな形で組み合わせることで、新しい相乗効果が期待できます。協働の相手の特性を活かして協力することで、それぞれが個々に活動する以上の効果を発揮することができます。

(1)住 民

町内に住む、働く、学ぶ、活動を行うなどして日常生活のなかで町と関わる全ての人

(2)地域活動団体

自治会、老人会、子ども会、PTA、女性団体など一定の区域に居住している住民で構成され、地域課題の解決に向けて活動する団体

(3)住民活動団体

NPO、ボランティア団体など営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体

(4)公益法人

社団法人、財団法人、社会福祉法人などの営利を目的としない公益的な法人

(5)共益団体

商工会、漁協、農協などの営利を目的としない共益的な団体

(6)企業等

営利を目的に継続的・計画的に同種の経済行為を行う組織体であるが、社会的責任という概念から、地域と連携した社会貢献活動を行う組織

(7)行政(町)

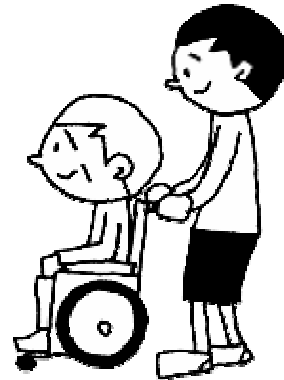
一定の地域およびそこに住む住民を存立の基礎とし、その地域における行政事務を行う団体

6 協働の分野

協働の取り組みを進めるにあっては、次のような分野が考えられますが、これに限らず広く住民に利益をもたらすことができるものであれば、積極的に取り組む必要があります。

(1) 保健医療福祉分野

- 健康増進活動
- 保健医療の充実
- 高齢者福祉
- 障害者福祉
- 児童福祉、子育て支援



(2) 環境分野

- 環境保全活動
- 緑化活動
- 景観維持活動
- 再資源化活動
- 温暖化防止活動

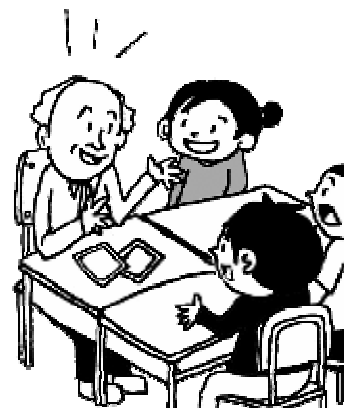


(3) まちづくり分野

- 交通安全活動
- 防犯活動
- コミュニティ活動
- 情報化の推進
- 交流促進活動
- 防災、災害救援活動

(4) 教育・文化

- 健全育成活動
- 学校教育活動
- 芸術文化活動
- 生涯学習活動
- スポーツ、レクリエーション活動



(5) 産業振興

- 観光ボランティア
- 産業体験
- 産業振興イベント



1 現 状

本町は長崎県の西方、五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を主体とした7つの有人島と60の無人島から構成されています。地形は極めて複雑で、山から急勾配で海に没しているため平地に乏しく、林野率は81パーセントを超え、入江部に集落が散在しています。海岸線は変化に富んでおり、自然景観はすばらしく、その一部は西海国立公園に指定されています。

気候は、対馬暖流の影響を受けて温暖な海洋性気候であり、台風の常襲地域にもあたるため年間降水量が多いのが特徴です。

(1)人口と世帯

本町の人口は、平成21年4月1日現在住民基本台帳によると10,716世帯、23,719人で、65歳以上が人口に占める割合、高齢化率は32%です。

○国勢調査人口の推移

区 分	世帯数	総人口	14歳以下	%	15歳～64歳	%	65歳以上	%
S25年	9,857	55,075	21,013	38	31,388	57	2,674	5
S30年	10,663	57,610	23,094	40	31,508	55	3,008	5
S35年	11,106	56,784	23,696	42	29,858	52	3,230	6
S40年	11,095	52,124	20,934	40	27,746	53	3,444	7
S45年	10,963	46,762	16,705	36	26,477	56	3,580	8
S50年	10,904	40,867	13,029	32	24,100	59	3,738	9
S55年	11,369	38,140	10,661	28	23,424	61	4,055	11
S60年	12,074	36,005	8,707	24	22,813	63	4,485	13
H2年	11,327	32,123	6,946	22	19,903	62	5,274	16
H7年	11,151	29,845	5,689	19	17,972	60	6,184	21
H12年	10,798	27,559	4,721	17	15,957	58	6,881	25
H17年	10,300	25,039	3,714	15	13,893	55	7,432	30

上記は昭和25年からの国勢調査人口の推移です。

昭和30年の57,610人をピークに人口は減少し続けていて、半分以下になっています。人口を年齢別の内訳で見ると、14歳以下の年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口の比率は減少するのに対して、65歳

歳以上の老年人口の比率は増加しています。

一世帯当たりの人口も昭和25年の5.6人から平成17年2.4人と半分以上に減少していて、この結果、少子・高齢化および核家族化が進んでいることが分かります。

それにともない集落においては担い手不足などにより森林の荒廃や耕作放棄地が増加するとともに、集落自体の維持さえ困難な状況になってきているところもあるなど、地域の力が低下して来ています。

(2)集落と行政区

集落の明確な規定はないため異論はあるものの「一定の土地に数戸以上の社会的なまとまりが形成された住民生活の基本的な単位」から122集落としています。

そのうち住民基本台帳による平成21年4月1日現在、65才以上が集落人口の50%以上を占める集落が23集落あります。55才以上が集落人口の50%以上を占める集落も23集落とは別に47集落あります。

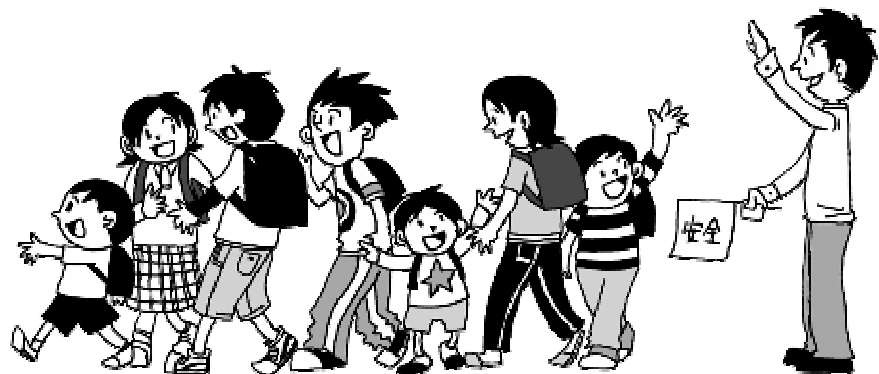
また、15才未満の年少人口が0の集落は13集落、世帯数が10未満の集落は11集落あります。

行政区は126地区で、区長・駐在員が行政に関する連絡や周知のほか、行政に対する要望や提案を行うなど行政と住民のパイプ役として行政運営の一翼を担っています。

(3)NPO・ボランティア団体等

本町においては福祉や自然環境、地域活性化などの様々な課題を解決するという社会的使命の実現を目指して、住民が主体となって活動している70ほどのNPOやボランティア団体が把握されています。

これからもまちづくりに参加する意欲をさらに高め、個別性、専門性、機動性、先駆性などNPO・ボランティア団体の特性を発揮して、地域活動を主体的に担っていくことが期待されています。



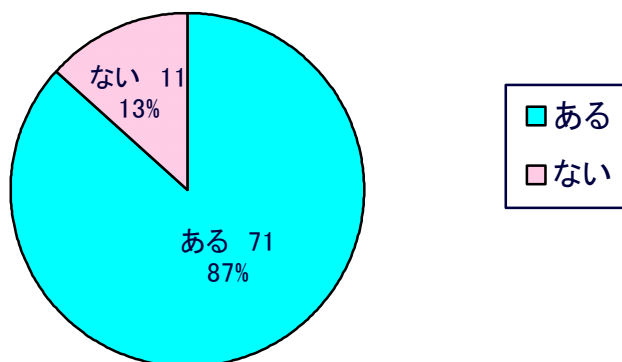
2 自治活動の現況

集落の自治活動の状況を知り、協働のまちづくりの参考資料とするため区長、駐在員の方にアンケートをお願いしました。

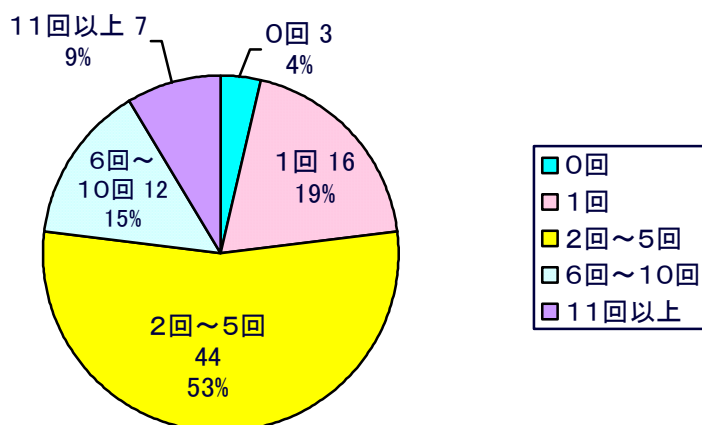
(1) 集落における取り組み状況

① 集落の話し合い(総会等)について

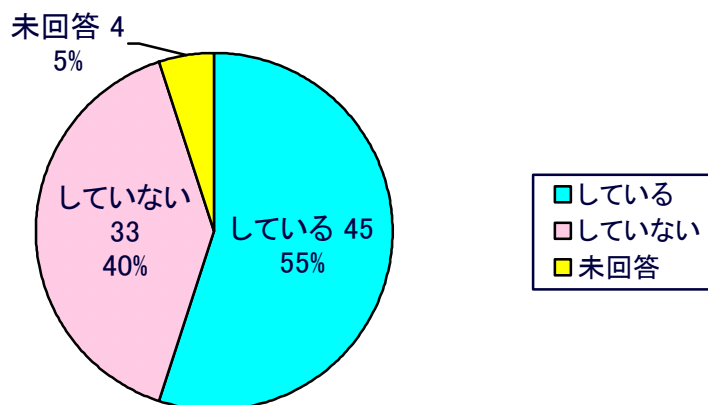
ア、住民が集まる集会所等がありますか。



イ、年に何回位、話し合い(総会等)を開催していますか。



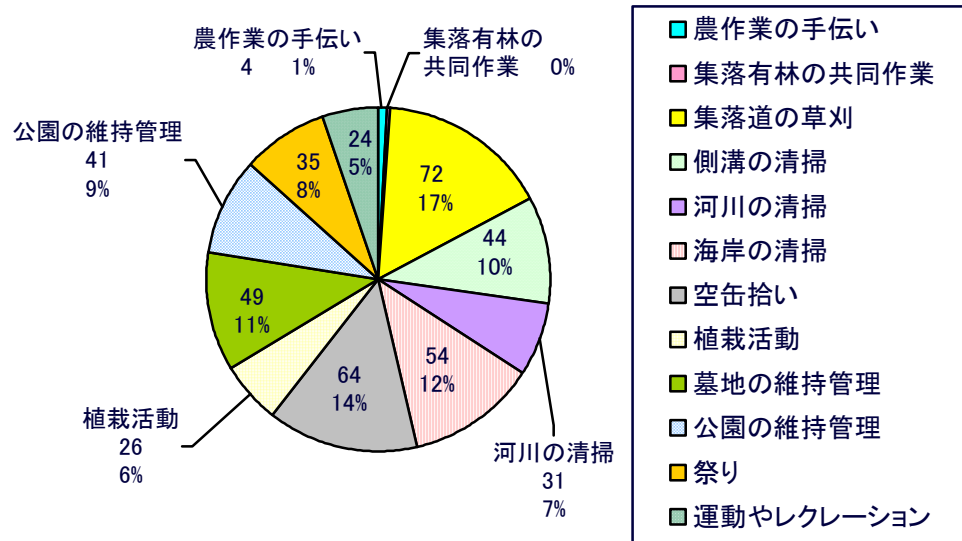
ウ、集会所で住民が集まり、何か活動(話し合い以外)していますか。



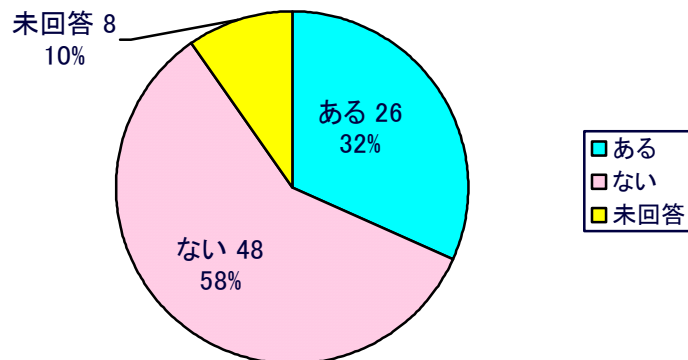
○カラオケ大会 ○敬老会 ○健康体操 ○ミニデイ

②集落で行う共同作業の状況について

ア、どのような共同作業をしていますか。(複数回答)



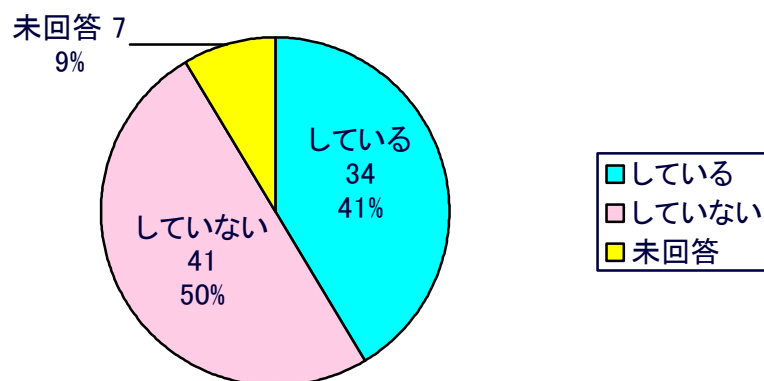
イ、以前行っていたことで、人手不足等でできなくなってしまったことがありますか。



- 集落内の草刈 ○集落有林の共同作業 ○ペーロン ○婦人会活動 ○お祭り
○運動会への参加 ○側溝の清掃

③集落内の住民同士の相互扶助(助け合い)活動の状況

ア、集落で高齢者の方々の見守り活動をしていますか。



- 郷長・駐在員・民生委員が声かけ ○近隣者が見守り ○回覧・集金時に声かけ
○ミサへの参加で確認

イ、集落内でどのような相互扶助(助け合い)活動が行われていますか

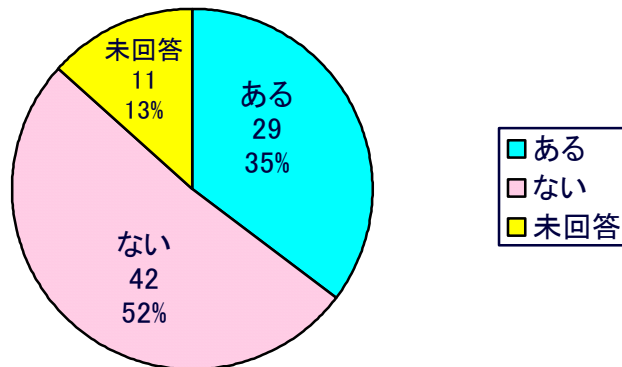
- 葬儀の準備等の手伝いをしている。(ほとんどの集落で)
- みんなで周辺道路の清掃、草刈、墓地の清掃をしている。
- 婦人会や教会役員が中心に葬儀を手伝う。

ウ、今後、集落内で必要な助け合い活動はどのようなことだとお考えですか。

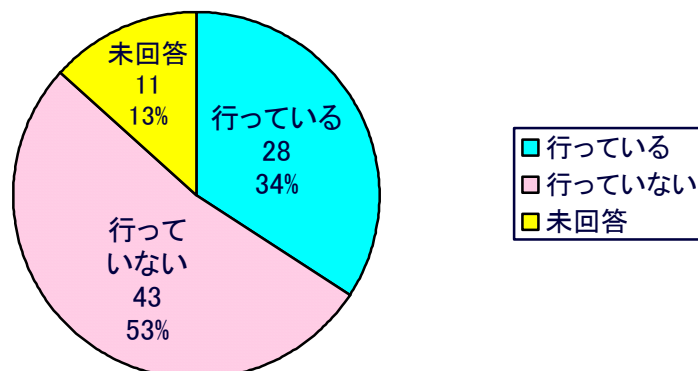
- 高齢者のための助け合い(ごみだし、住居周辺の手入れ)
- お隣同士の声かけ運動
- イベント等いっしょにできるものはやった方がいい。

④集落内外の協力・連携について

ア、親交やつながりの深い集落がありますか。

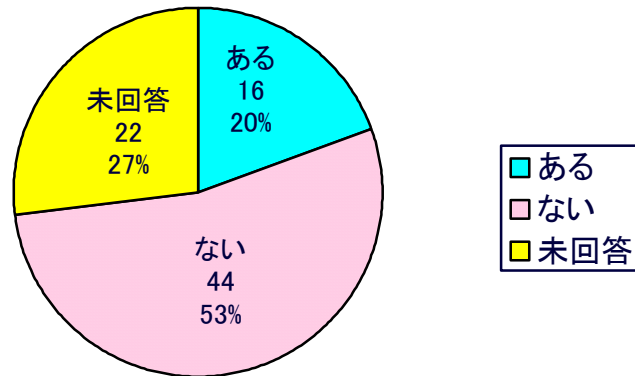


イ、他の集落と協力・連携して、何か活動や行事を行っていますか。



- お祭り
- 育成会と合同で海岸清掃
- 学校の草刈
- 運動会
- 敬老会
- 老人会活動

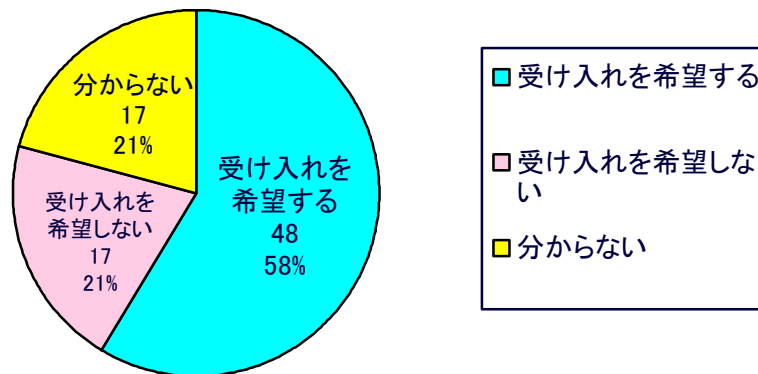
ウ、今後、必要と思われる他の集落との助け合いや協力がありますか。



○お祭り ○消防団活動 ○協力の必要はあるが具体的にどのようなことをしたらいいのかわからない。

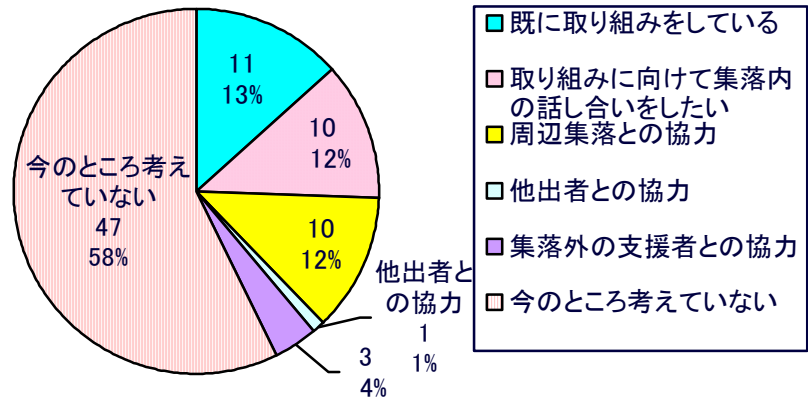
(2) 集落の維持について

①新規定住(Iターン)者を受け入れることについて、どのようにお考えですか。



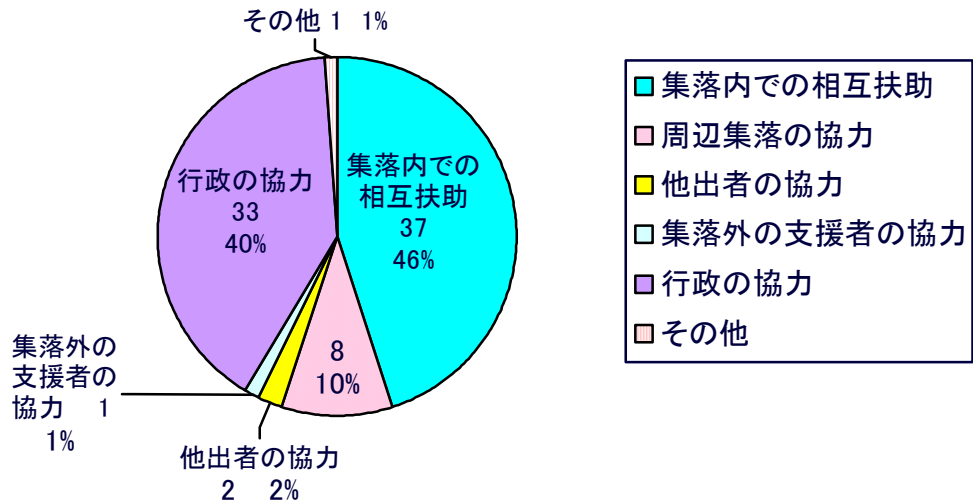
- 都市部の情報が収集できる。新しい考え方を学ぶことができる。
- 人口が増える。
- 素性がしっかりしていればOK
- 高齢者ばかりでは集落内の作業や行事ができない。
- 異なる意見が欲しい。地区の活性化につながると思う。
- 地区が元気になり楽しくなる。
- 既に受け入れていて、地区内で協力し合っているので問題ない。
- 若者はいいが、定年後の人では高齢者を増やすだけ。
- 希望するも空き家がない。
- 就労の場がない。
- 高齢者にとって医療機関が不便
- 素性がわからず、不安が大きい。
- 身勝手人間が多い。
- 地域の特性についての理解が困難
- 他地区であまり良い例を聞かない。
- 若者の流出防止策と働く場所(企業等)が先
- 旧幼稚園、旧学校の利活用が考えられないか。
- 受け入れにあたって休耕畑の整地、空き家の改修が必要
- 定住してよかったと言わせる施策が必要

②集落に居住する人たちの元気を呼び戻すための取り組み状況、意向について



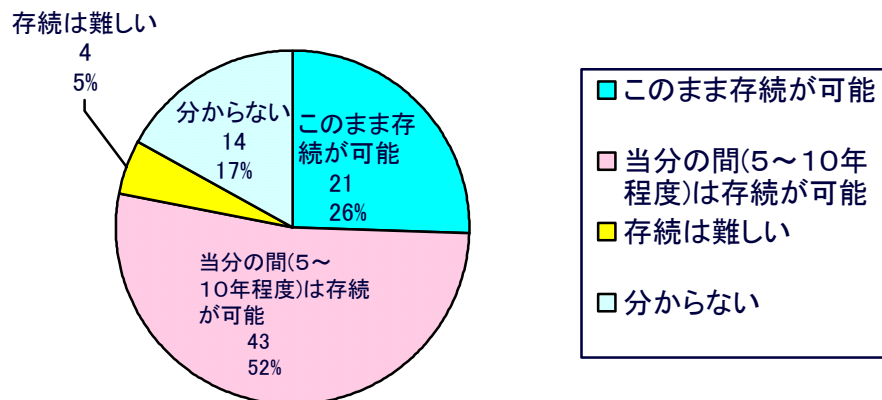
※他出者…町内の他集落に出て行った家族や親族等
 ※集落外の支援者…NPO、ボランティア団体、学生等
 ○郷で運動会 ○郷で敬老会 ○沿道に花の植栽をしている。

③今後集落を維持する上で必要と思われるもの

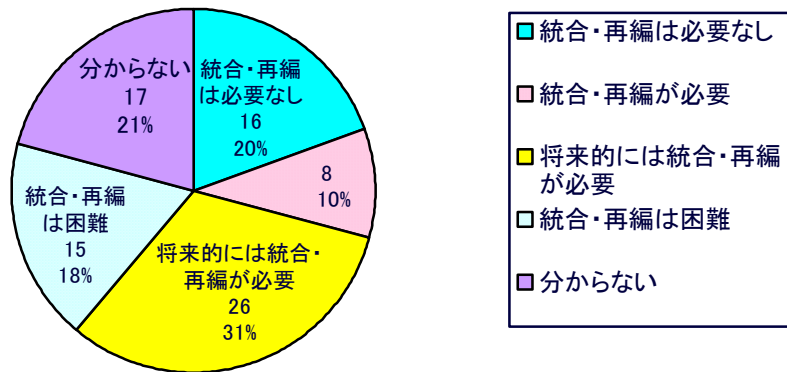


○場合によっては全ての組み合わせで対応することが必要 ○集落に対する個々の意識の問題でありそこから変えることが必要 ○他集落の活動を参考にしたい。

④集落の存続の見通しについて



⑤集落(行政区)の統合・再編について

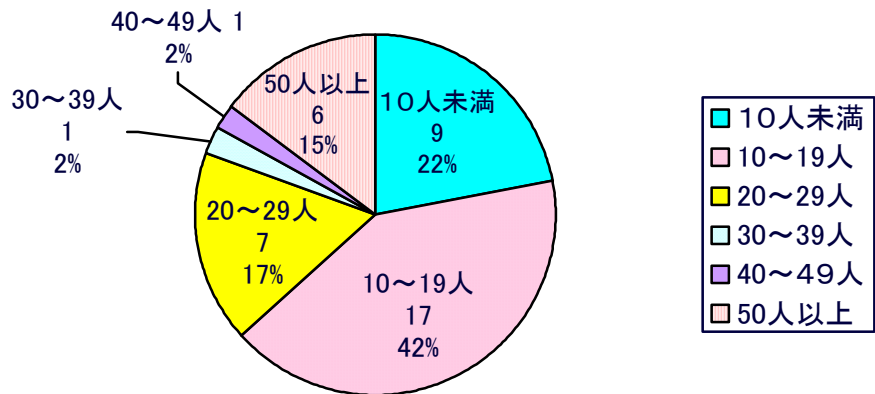


3 NPO・ボランティア団体等の現況

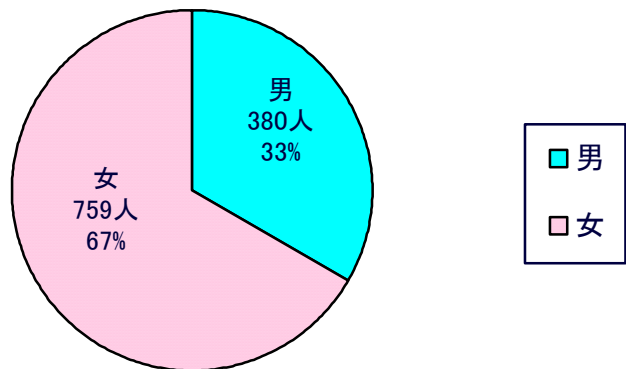
NPO・ボランティア団体等の活動状況を知り、協働のまちづくりの参考資料とするため、団体にアンケートをお願いしました。

(1)団体の構成等について

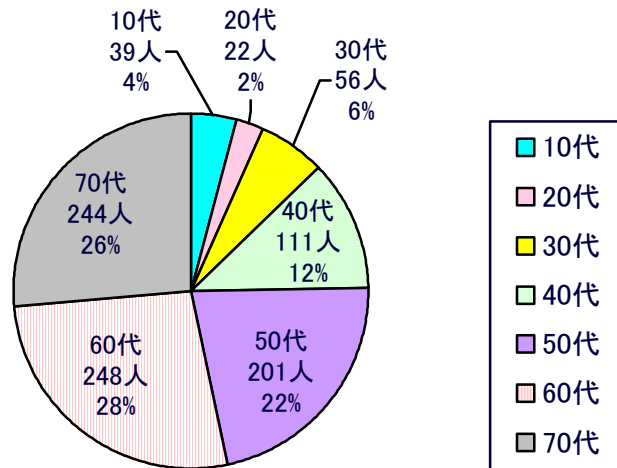
①会員数



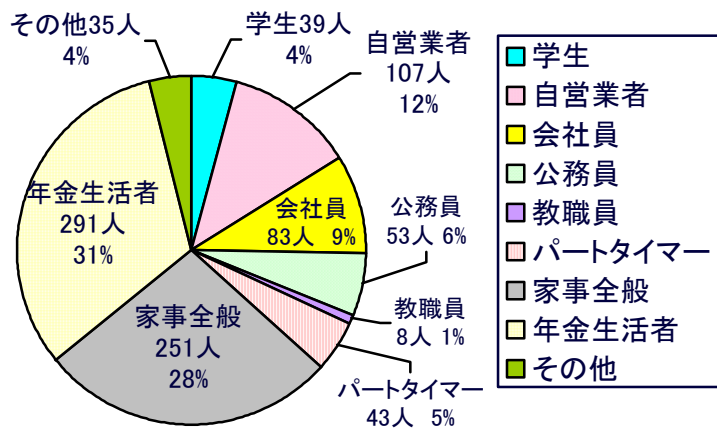
②男女の別



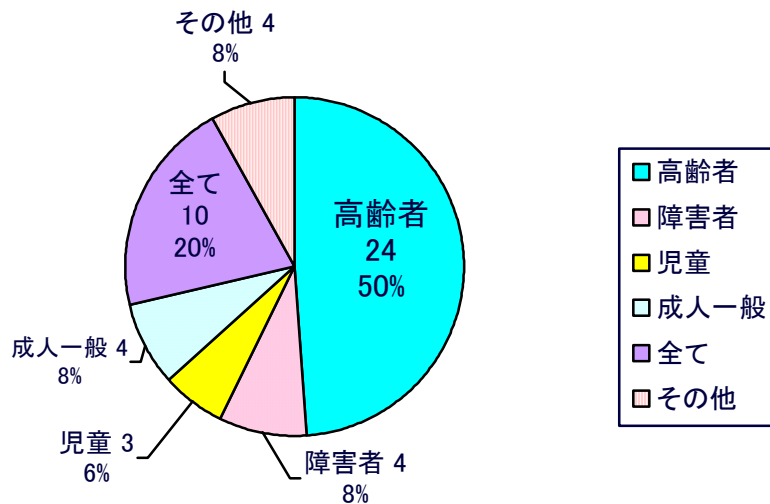
③年齢層



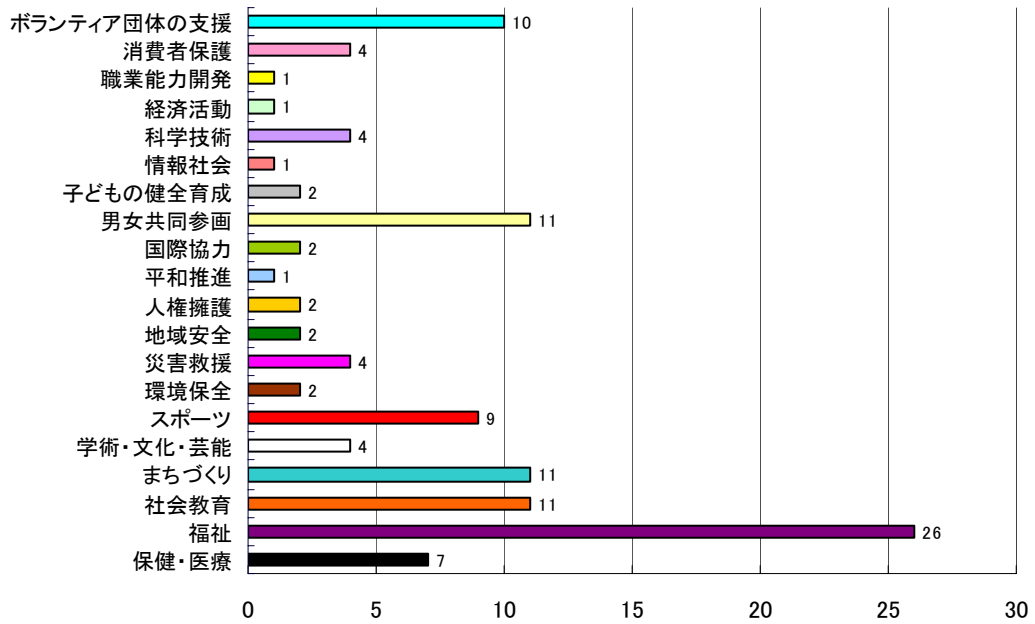
④職業



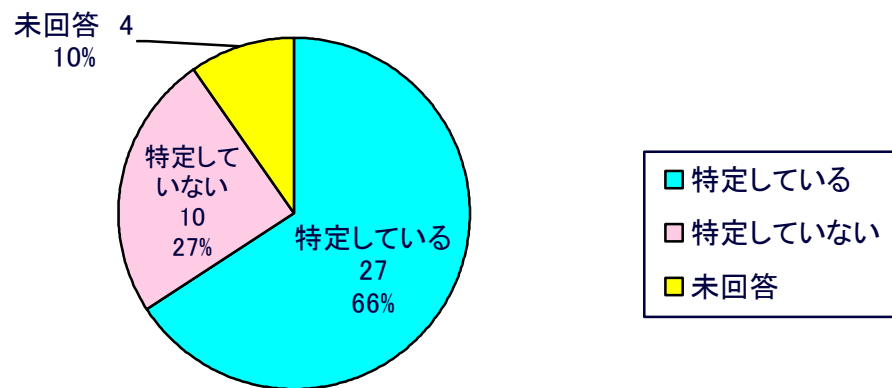
⑤主な活動対象(複数回答)



⑥活動分野(複数回答：値は回答実数)

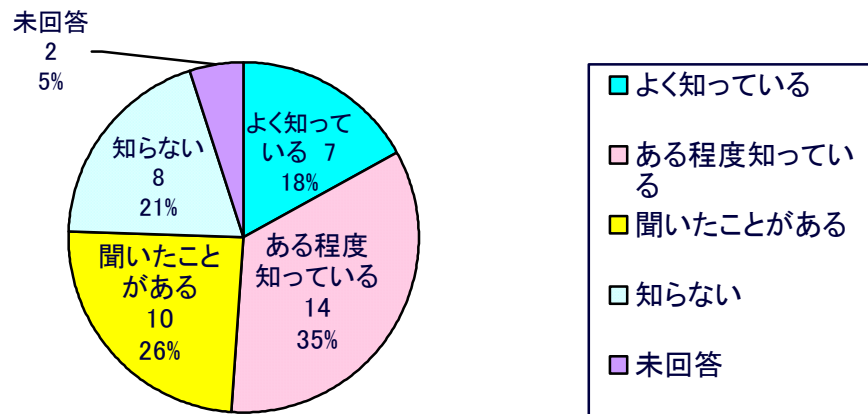


⑦活動場所

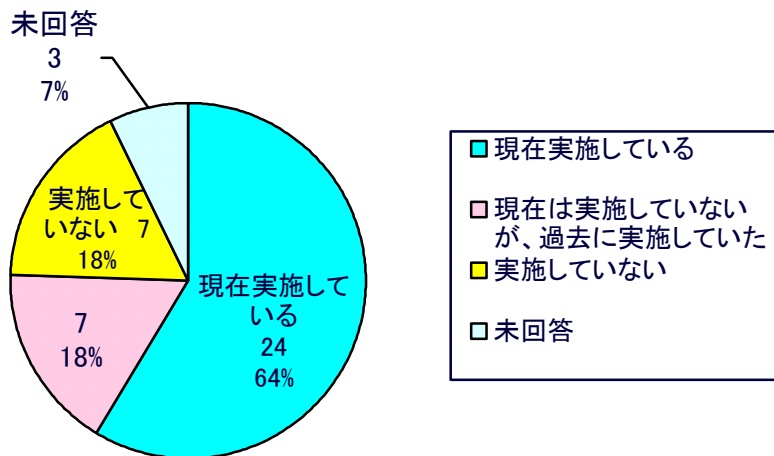


(2)協働について

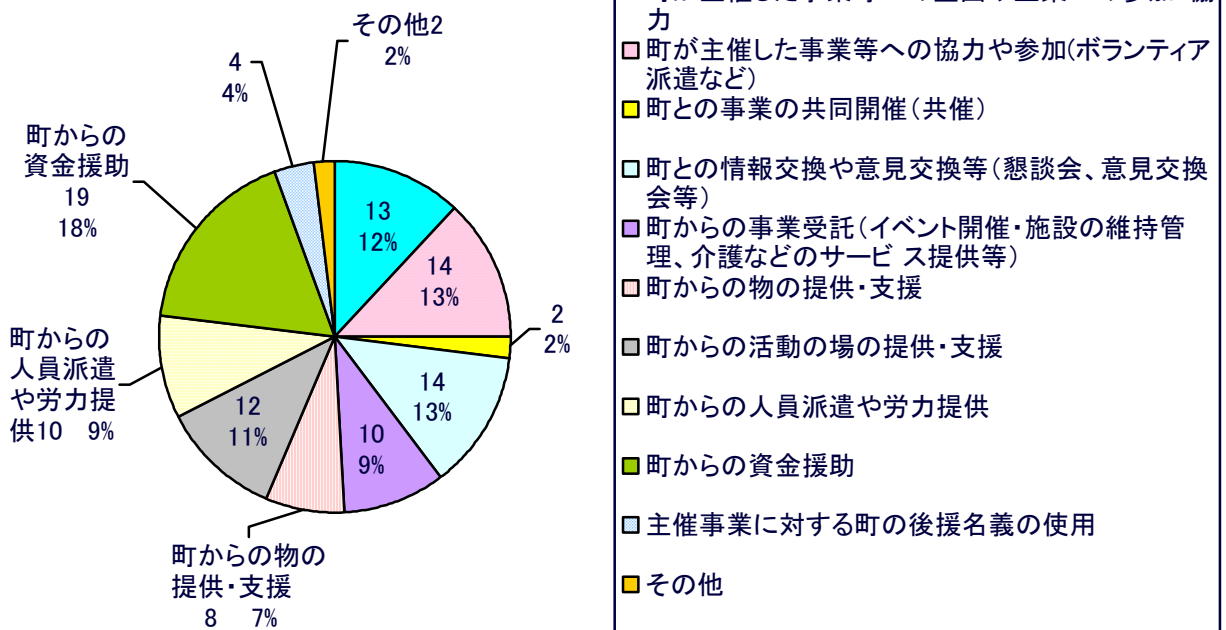
①「協働」という言葉を知っていますか。



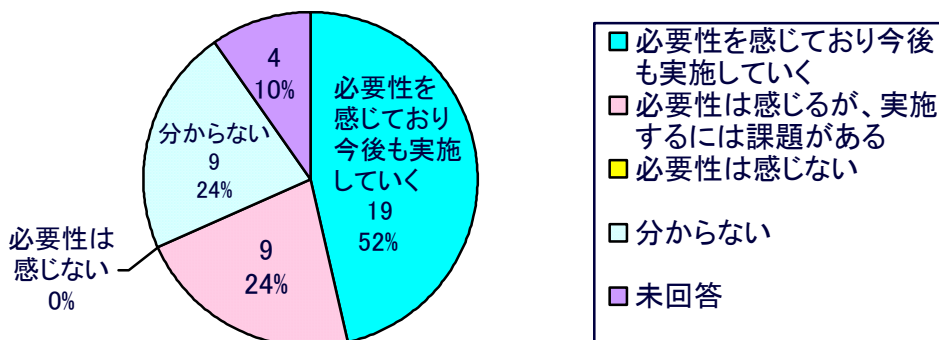
②町との「協働」を実施していますか。



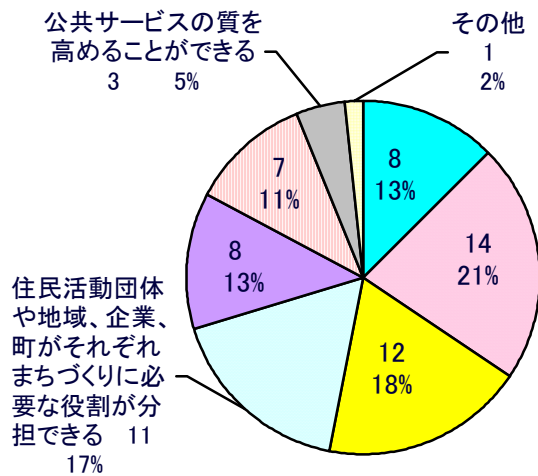
③町と実施した「協働」はどれに該当しますか。(複数回答)



④今後、町との「協働」についてどのようにお考えですか。

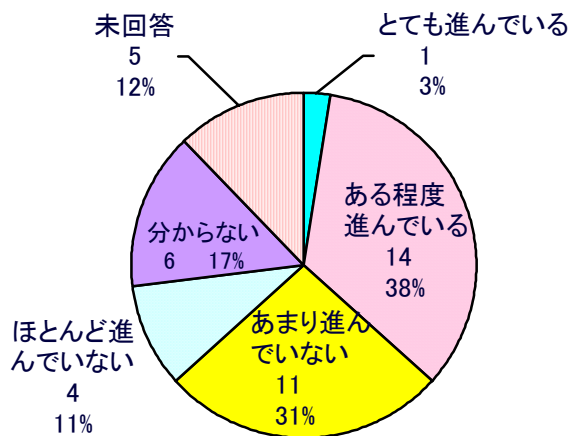


⑤「協働」が必要な理由についてどのように思いますか。(複数回答)



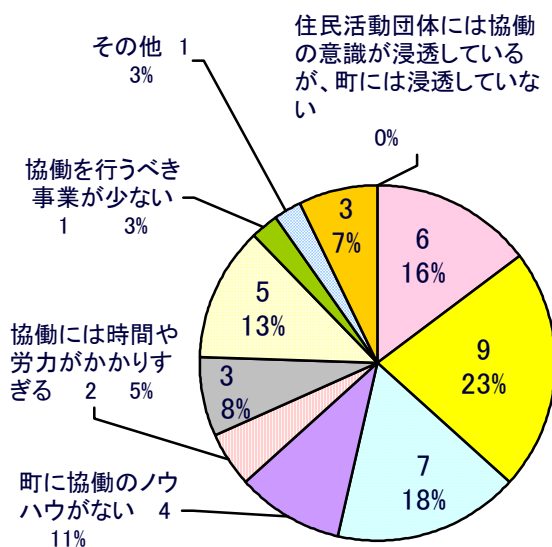
- 町では解決できない課題や問題が増えてきている
- 住民のまちづくりへの参加が高まる
- 住民ニーズを踏まえた、地域の特色を活かしたまちづくりを進めることができる
- 住民活動団体や地域、企業、町がそれぞれまちづくりに必要な役割が分担できる
- 民間にできることは民間に任せて、行政の仕事を減らすことができる
- 経費の削減ができる
- 公共サービスの質を高めることができる
- その他

⑥住民活動団体と町の「協働」は進んでいると思いますか。



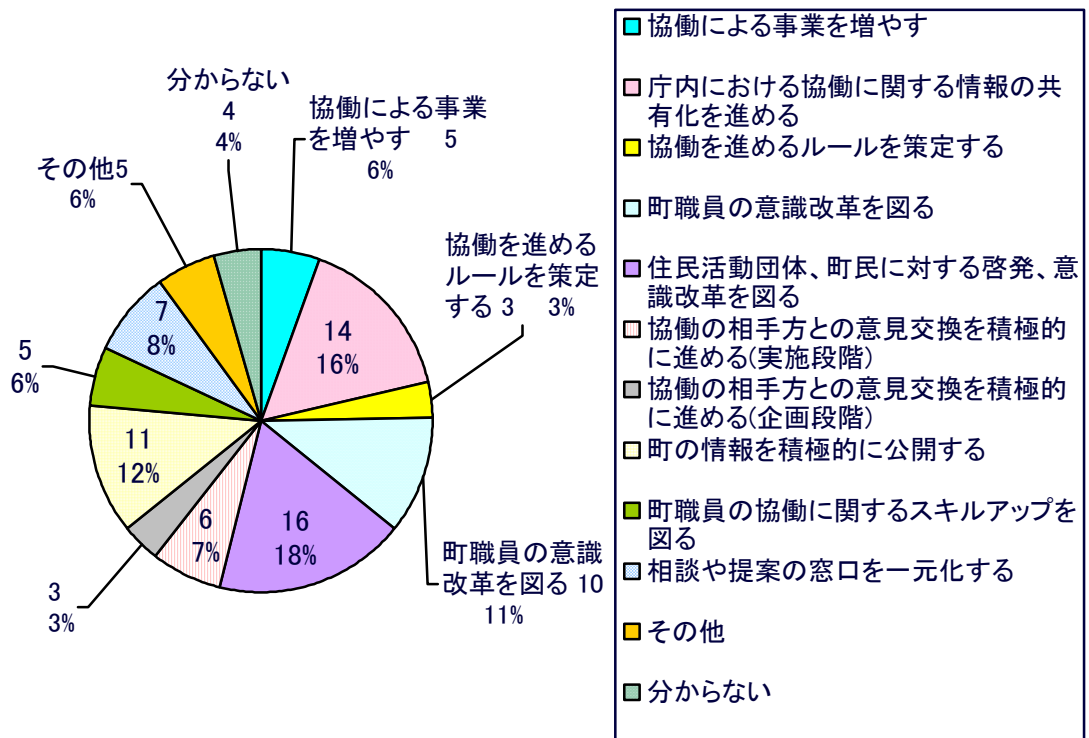
- とても進んでいる
- ある程度進んでいる
- あまり進んでいない
- ほとんど進んでいない
- 分からない
- 未回答

⑦住民活動団体との「協働」が進んでいない理由についてどのように思いますか。

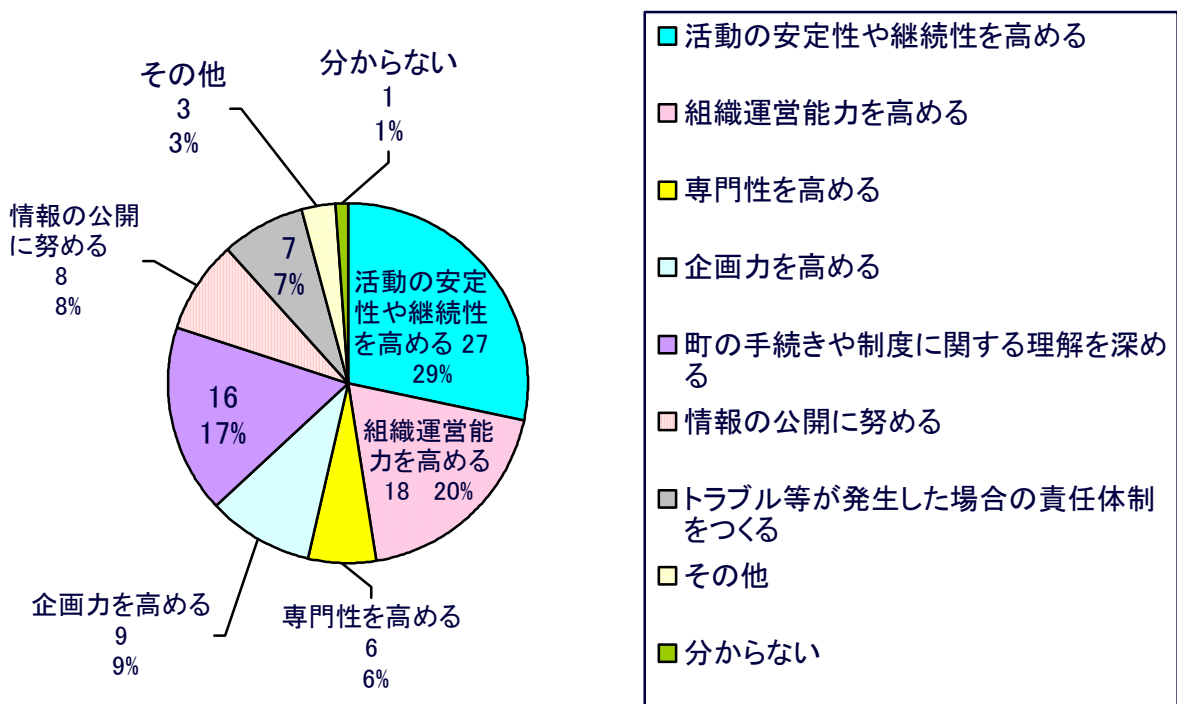


- 住民活動団体には協働の意識が浸透しているが、町には浸透していない
- 町には協働の意識が浸透しているが、住民活動団体には浸透していない
- 町、住民活動団体ともに協働の意識が浸透していない
- 協働を進めるための町の基本的な考え方が示されていない
- 町に協働のノウハウがない
- 協働には時間や労力がかかりすぎる
- 住民活動団体に有益な町の支援が少ない
- 協働を行う力量を持った住民活動団体が少ない
- 協働を行うべき事業が少ない
- その他
- 未回答

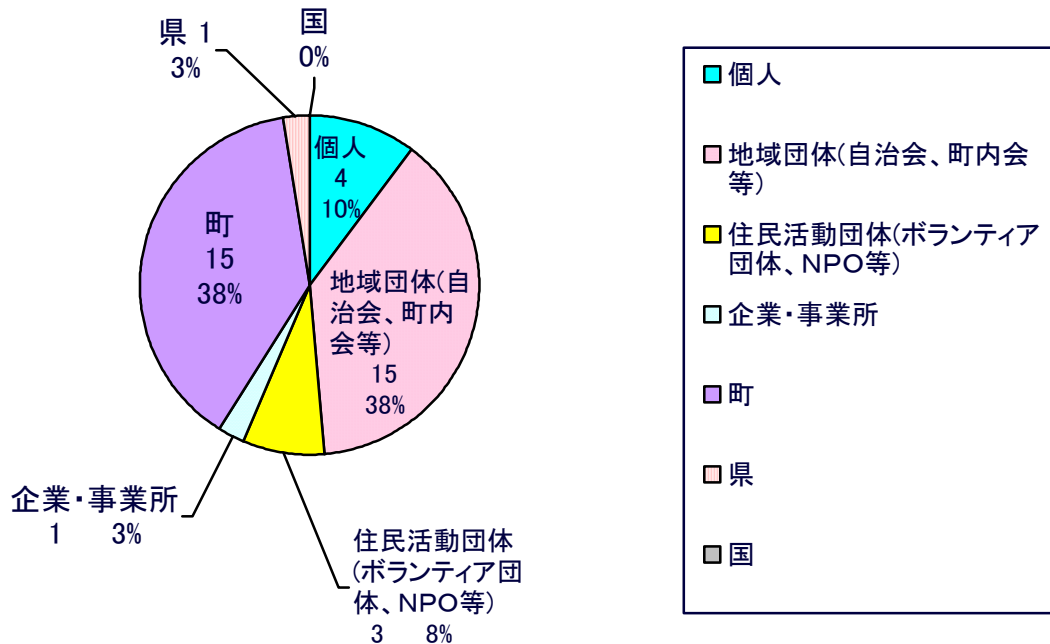
⑧「協働」を進めるために町に必要なことは何だと思いますか。(複数回答)



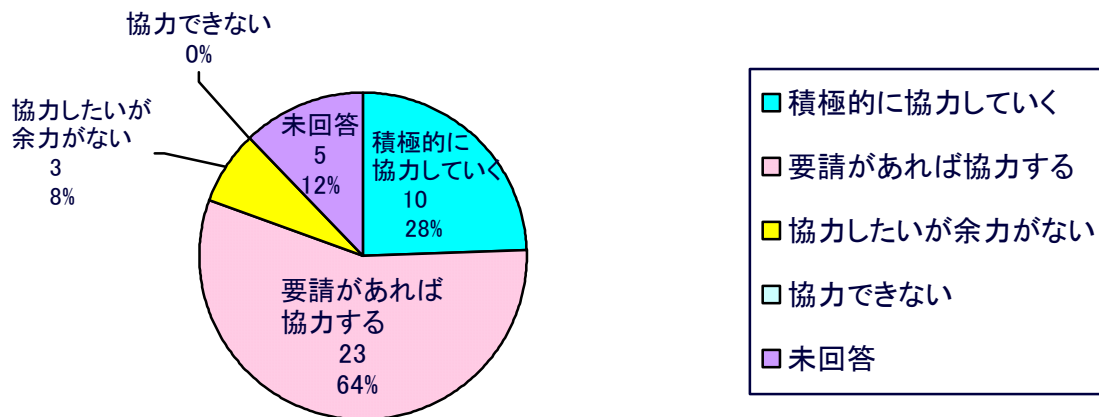
⑨「協働」を進めるために住民活動団体に必要なことは何だと思いますか。(複数回答)



⑩地域の課題を解決するために、今後、主体的役割を果たすべきところはどこだと考えますか。



⑪あなたの団体では、今後、地域との協働についてどのようにお考えですか。



⑫町との「協働」についてのお考え・ご意見がありましたらお書き下さい。

- 今は、地区が一つになって何かをするようなこともなくなって、心のふれあう機会もなくなったとはいえ、それでは協働を目指すのも難しいと思います。町のやり方も、民間委託で片付けてしまうのではなく、先導して頂く気持ちを持ってほしいところです。年に1～2回は町民(地区)参加の「協働」の話し合いの場が必要だと思います。
- 協力する気持ちは充分にあるが「協働」となると、町の体制が整っていないように感じられます。
- 私たちの団体として、「協働」の進め方がわかりません。
- 横のつながりを大切にしていかなければならないような気がします。住民側もちろんですが、役場職員間でも、自分の分野ばかりではなく、町主催のイベントなど、全員が協力しあって盛り上げていく雰囲気作りと言いますか、意識改革が必要な気がします。
- 町との「協働」については、協力の体制でいるが、①情報不足、②機動力(車両不足)等で積極的な参加は難しい。旧町内地域での参加しかできない。
- 微力ではありますが、できることがあれば協力していきたいと思っています。
- 何のことなのかよくわからないので、先々進みようがないと思っている。

4 課 題

(1) 集落の課題

アンケート結果を見ると、集落活動の拠点となる集会所等がないところがまだあります。活動の部分においてはどの集落においても何らかの共同作業が行われていますが、集会所等で話し合い以外の活動を何も行っていない集落が半数近くあり、活動拠点としての活用がされていないようです。集落道の草刈などはほとんどの集落で行われています。しかし、中には集落全体ではなく役員や代表者の手によるところが大きい地区もあるようです。また、30パーセントの集落で、以前行っていた作業が人手不足でできなくなっているほか、できてはいるが来年はどうなるか不安がある集落が出て来ています。

高齢化社会を迎えて、集落内での高齢者の見守り活動があまりされていません。特に、一人暮らしの老人の安否確認の方策が必要です。

集落間のつながり(連携)が、約半数以上の集落でなく、加えて必要と思われる他の集落との助け合いや協力が無いという結果になっていて、今後の大きな課題と思われます。

新規定住者の受け入れに対しては、「地区が元気になる。」、「活性化につながる。」などの意見で、受け入れを希望する地区が60パーセントもある反面、集落を元気にする取り組みを考えていないところも同じ割合になっています。集落に合った、集落が望む活性化策を行政とともに住民主体で考える必要があります。

今後の集落の見通しとして、約半数が当分の間(5年から10年程度)存続は可能としながら、40パーセントは「統合・再編が必要」、「将来的には統合・再編が必要」としています。これから集落を維持するためには、「集落内での相互扶助」、ついで「行政の協力」が必要とあげられており、より一層の住民同士の相互扶助意識の啓発と、他集落との連携や統合も考えながら、住民が求める、集落の将来像に沿う行政の支援が必要となっています。



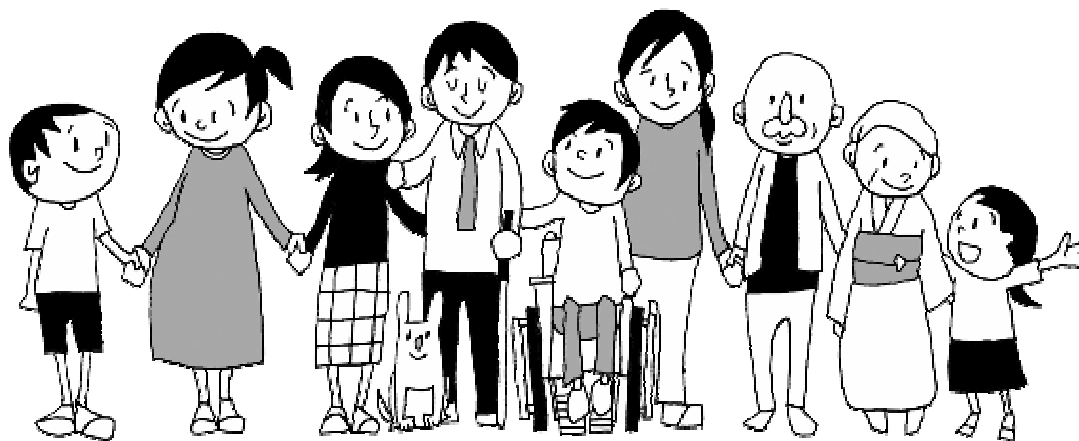
(2) NPO・ボランティア団体等の課題

アンケート結果から、調査対象の特徴として、団体の規模は、20名未満が63パーセントと過半数を超えています。男女比では67パーセントが女性、年齢構成は60代が一番多く、活動の主力は主婦や年金生活者という結果になっていて、男性や10代から30代の若い人達の参加が少ないのが課題です。

活動内容を分野別に見てみると、福祉、社会教育、まちづくり、男女共同参画、ボランティア団体の支援の順となっており、保健・医療・福祉の分野で全体の29パーセントを占めています。

協働に関する認知度については、協働の言葉を「よく知っている」、「ある程度知っている」が54パーセント、また町との協働についても「現在、実施している」、「過去に実施していた」が82パーセントあり、町とは資金援助や町主催事業への協力や参加、意見交換等を行っているなど、自主性、主体性により、協働のまちづくりの大きな部分を既に担っています。

住民活動団体と町の協働が進んでいない理由として一番多かったのが、「町、住民活動団体ともに協働の意識が浸透していない」次いで「協働を進めるための町の基本的な考え方が示されていない」となっています。町職員の意識改革を図り、町民や住民活動団体に対する啓発をしていくことが求められており、町の基本的な考え方を示す必要があります。





協働のまちづくりを推進し、その効果を広く住民に波及させるためには、協働に関わるそれぞれの主体が、次に掲げる基本原則にたったうえで、基本方針に沿って協力しながら事業を進めていく必要があります。

1 推進のための基本原則

協働を進めるためには、それぞれの主体がお互いに尊重しなければならない基本的な共通の原則が必要です。

そのため、次に掲げる基本原則のもとにより良い協働関係を築き、事業を進めていきます。

(1) 目的の共有

協働は目的ではなく、手段です。

協働の目的が何であるかを、協働の主体がそれぞれ十分理解することにより、共有することが大切です。

ただし、主要な目的は共有する必要がありますが、共有できない部分があっても、それが互いに相反しない内容であれば協働は成立することができます。

(2) 相互理解

協働の主体がそれぞれの長所や短所、立場を理解した上で、お互いの存在を尊重することにより協働が円滑に行われます。

(3) 自主性・自立性

協働の定義にもあるように、それを進めるには協働の主体それぞれが、自主的、主体的に協力して取り組むことが大切です。

また、協働が馴れ合いや依存の関係にならないよう、双方が常に自立した存在として進められることで協働の意義が達成されます。

(4) 対等の関係

協働を進めるためには、協働の相手に対して必要以上に依存せず、双方が対等の関係であることが重要です。互いの能力、立場を認め合い、お互いに要求するのではなく、お互いを補うことで共に事業を進めていく当事者であるという意識を持つことができます。

(5) 役割分担の明確化

異なる組織、異なる立場の者同士が相互理解を図るのは難しい。事業をする場合は、協働の主体がそれぞれの役割を明確にし、それぞれの役割に応じた責任により事業を進めることが必要です。

(6) 情報の公開

協働についての社会的な理解を得るためには、情報公開に努める必要があります。事業の目的や内容、実績等の情報を公開、提供していくことで広く協働のまちづくりについての理解が得られるとともに、協働する側では、課題に対する共通の情報・認識を持つことができます。

2 推進のための基本方針

基本原則のもとにより良い協働関係を築き、相互理解のもと、次の基本方針に沿って事業を進めていきます。

(1) 意識改革・意識づくり

協働のまちづくりに取り組んでいくためには、意識改革と理解が必要です。従来の考え方や手法にとらわれることなく、協働は新たなまちづくりの手法とすることを理解し、積極的に協働に取り組む必要があります。

一人ひとりがまちづくりを担う一員であることを認識して、自分たちの地域は自分たちでつくるという意識を持つことが、これからのまちづくりにおいては大切です。

(2) 推進体制・環境整備

協働を進めるにあたって、効率的な組織体制や活動しやすい環境を住民と町の双方に整備する必要があります。町は、円滑に協働事業が実施できるよう組織のあり方について検討を行い、また、計画段階から住民参加を進めるため、公募制の活用を更に推進し、住民がまちづくりに参加しやすい環境づくりに努めます。

特に地域力の強化と特色ある地域づくりを進めるため、既存の各種団体を包括した住民自治組織「地域づくり協議会」(仮称)(以下「地域づくり協議会」という。)の設立や活動の拠点となる施設整備など協働に取り組みやすい体制・環境の整備を行います。

(3) 団体育成・活動協力

公共の課題について自主的に取り組むNPOやボランティア団体等への協力と育成を行います。

(4) 人材育成・協力

「人づくり」あつての「まちづくり」であることから、協働を理解し、課題を的確に捉え、活動できる人材の育成が重要です。地域づくり講演会、研修会等を開催し、地域のまちづくりリーダーの育成を図ります。

(5) 情報の共有化

信頼・協力関係を築いていくには、様々な情報を共有することが不可欠であり、お互いの情報を積極的に、わかりやすく提供することが重要です。

町においては、広報紙やホームページによる行政側から住民への一方的な情報の流れではなく、住民から行政への流れも含めて双方向の関係を築くなど、町政に関する様々な情報を共有するしくみづくりを進めます。



基本方針に基づき「協働のまちづくり」を推進するため次のとおり計画します。

1 推進のための基本的施策

(1) 意識改革・意識づくりのための計画

① 啓発活動の推進

協働のまちづくりの基本は住民であり、住民一人ひとりが自発的にまちづくりに加わる意識が必要です。そのため広報紙やチラシ、シンポジウム等の開催を通じて広く協働のまちづくりに対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、ボランティア団体やNPO等と連携し、地域活動やボランティア体験などを通じて協働への理解を深めるとともに、住民と行政が共通理解のもとに協働に取り組めるよう、まちづくりセミナー等を開催して意識の醸成に努めます。

② 職員の意識改革

協働のまちづくりを進めるためには、住民や団体等と行政との協力・連携が不可欠であるという意識を常に持ち、実施にあたってはより効果的手法の選択が必要です。また、担当者により協働の分野や範囲の判断が変わらないようにしなければなりません。

さらに、町の職員も地域に帰れば一住民であり、積極的にまちづくりに参加しようとする意識を持つことが重要であるため、研修会の開催等を通じて職員の協働への意識の改革や能力の向上を図ります。

(2) 推進体制・環境整備のための計画

① 地域づくり協議会の設置

住民相互の協働を促し地域力の強化を図るため、基本的には小学校区等目的を共有できるいくつかの集落に、その区域で活動するNPOやボランティア団体等を含めた「地域づくり協議会」の設置を推進します。

設置にあたっては地域の課題や情報を共有し、地域の実情に合った特色ある地域づくりを進めるとともに、継続的な活動が行えるよう枠組みや地区の検討を行います。また、地域が抱える課題の解決や、住みよい地域づくりのため、住民自らの手で「地域づくり計画」(仮称)を作成します。

また一連の進行協力のため各協議会に地域担当職員を配置します。

(イメージ図参照)

② まちづくり協議会(仮称)の設置

地域づくりの核となり、地域づくり協議会や集落の支援、連絡調整、情報の交換を行うため、旧町の区域ごとに「まちづくり協議会」の設置を検討します。

③ まちづくり推進会議(仮称)の設置

まちづくりを総合的に計画、推進するため、各分野からの代表による「まちづくり推進会議」の設置を検討します。

④附属機関等委員の公募

まちづくりに関して広く住民の参加を促すため、その機会の拡充と確保を目的に、これからも積極的に委員の公募を行います。

⑤地域活動拠点施設の整備

集落やまちづくり協議会の活動を推進するため、その活動拠点として地域活動支援事業補助金などを活用して地区集会所等の整備を図ります。

(3) 団体育成・活動協力のための計画

①NPO、ボランティア団体等の育成

目的に対して高い意識と、専門性、機動性、先駆性などの特性を持つボランティア団体やNPOは、協働のまちづくりを進めるうえで重要な位置付けにあるため、その育成に努めると共に活動に協力します。

また団体間の連携と円滑な協働のまちづくりの推進を図るため「新上五島町まちづくり推進団体登録制度」(仮称)を導入します。

②地域活動支援事業補助金の拡充

地域づくり協議会の設置を推進するための設立補助金および継続的な協議会活動を維持し、特色ある地域づくりを計画に沿って進めるために運営補助金を地域活動支援事業補助金の拡充により創設します。

③「地域づくり計画」(仮称)の実現協力

地域住民が安心して楽しく生活できる特色ある地域づくりを進めるために地域づくり協議会が策定した「地域づくり計画」(仮称)を実現していくために積極的な財政協力を行います。

(4) 人材育成・協力のための計画

①協働推進リーダーの養成

地域におけるまちづくりの継続性、確実性の確保や協働の推進を目的に地域活動を中心的に担うことのできるリーダーを育成するための研修会を開催します。

②地域担当職員の配置

「地域づくり協議会」(仮称)およびその設置予定地域に地域担当職員を配置し、進行協力を行います。そのためコミュニケーション力、コーディネート力等養成のための研修会を実施します。

研修会の実施にあたっては、職員全てが地域担当職員として活動するという意識づくりと体制づくりを進めるため全職員を対象とします。

③協働推進員の設置

ボランティア団体やNPO等の活動促進に関する情報の収集や団体への情報提供、団体からの提案内容の協働化の検討や問い合わせに迅速に対応し、協働を円滑に進めるために各課に協働推進員を配置します。

(5) 情報共有化のための計画

① 情報公開の推進

事業の実施状況や施策の検討状況などを広報紙やホームページ等を通じて積極的に公開します。

また、協働のまちづくりに対する団体等の協力状況や活動実績、地域活動の情報等を紹介し、情報の共有化を推進します。

② 出張まちづくり講座(仮称)の開催

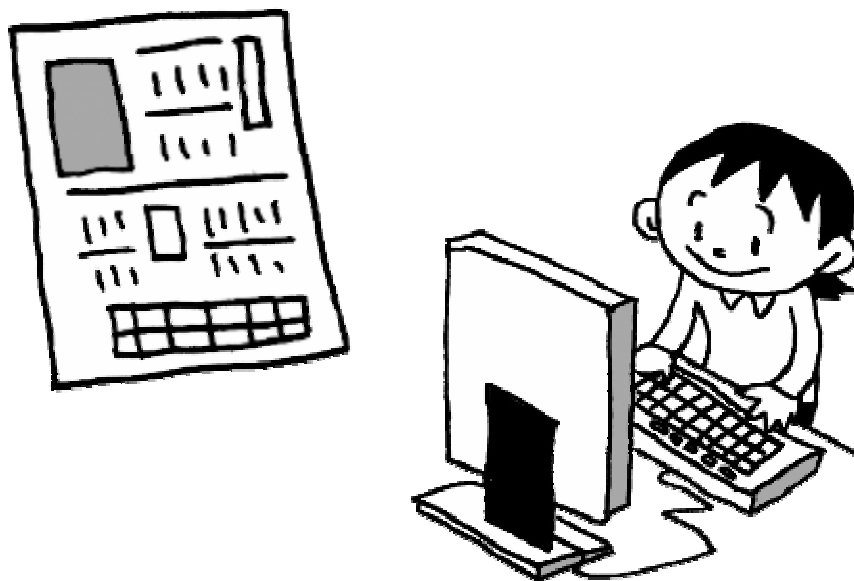
まちづくりについての理解を深めるために、集落やボランティア団体、NPO等の要望に応じて町の職員が現場に出向き、希望する分野において町の現状や制度の説明、意見の交換などを行います。

③ パブリックコメント制度の活用

施策の趣旨や目的、内容などを公表して、広く住民の意見を聞き、その内容を検討・考慮して決定するための一連の手続きであるパブリックコメント制度(19年1月導入済)の活用を行い、より多くの意見を施策に反映させます。

④ 提案・要望に関する取組状況の公表

住民からの提案事項や要望事項の内容とそれに対する取り組み状況を広報紙やホームページ等に掲載し、公表します。



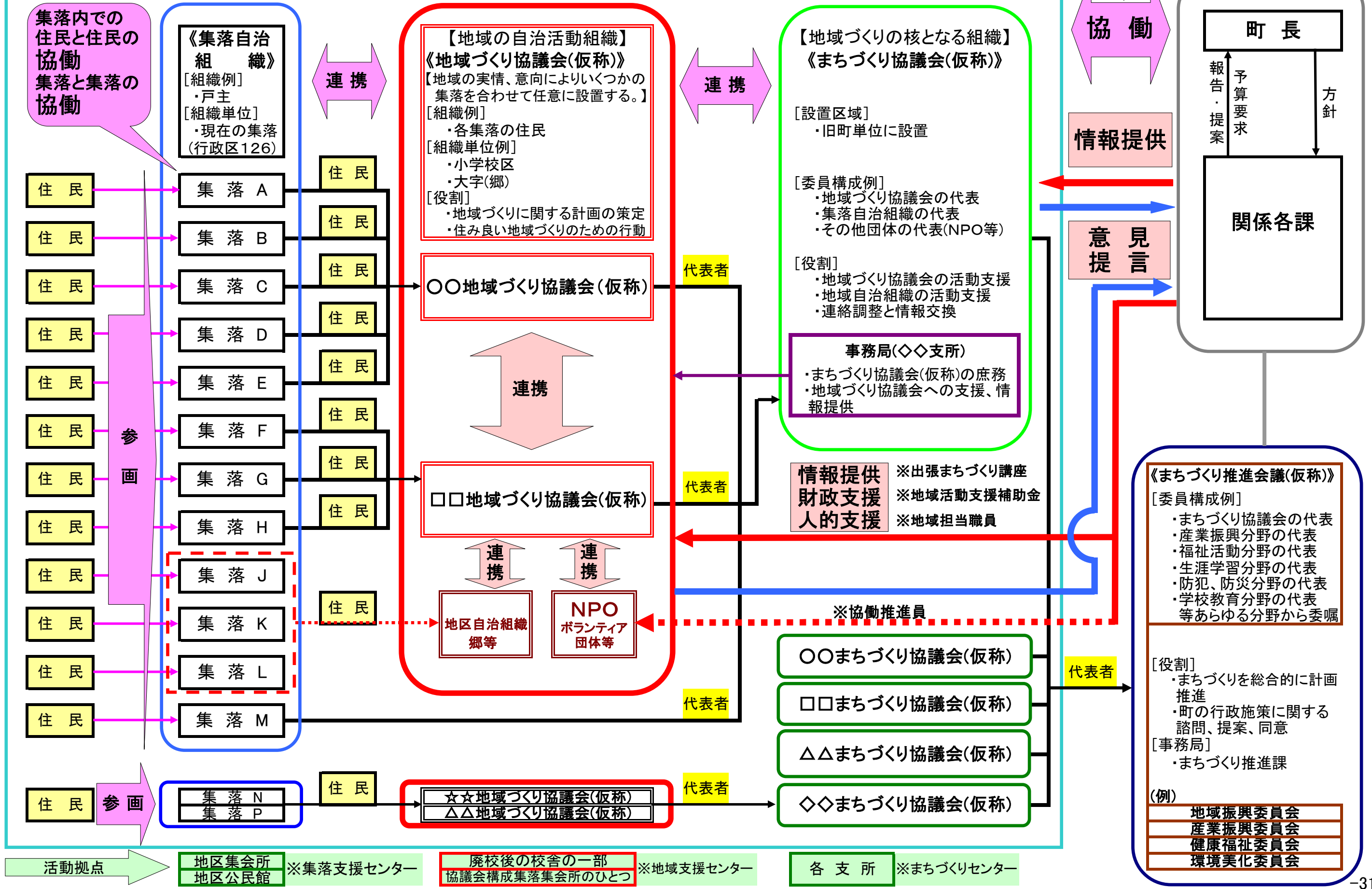
2 協働のまちづくり組織イメージ図

住民相互の協働を促し地域力の強化を図るための組織である「地域づくり協議会」等、前節「(2)推進体制・環境整備のための計画」にある組織の関係をイメージ図で示すと次のようになります。



協働のまちづくり組織イメージ図

地域活動組織



◎協働のまちづくり計画策定委員会



委員長	原 萬 一 郎	奥浦地区駐在員
副委員長	平 田 六 朗	中筋地区駐在員
委員	江 濱 紀 佐 子	精神福祉ボランティア なぎさ
委員	小 田 勝 司	有福郷長
委員	久 家 正 俊	道士井郷長
委員	島 元 等	仲知地区駐在員
委員	下 峰 傳	浜串区長
委員	立 木 政 繼	友住地区駐在員
委員	橋 元 逸 男	公募(桂山地区駐在員)
委員	八 田 か お り	NPO 法人ひだまり会
委員	藤 原 讓	荒川郷長
委員	松 尾 透	立串郷長
委員	松 向 晴 美	青砂ヶ浦区長
委員	宮 崎 邦 弘	元気ださん会奈良尾
委員	山 口 正	岩瀬浦一区区長
委員	吉 村 慶 三	NPO 法人グリーン・カピィ



◎アダプト制度

アダプト (Adopt) とは、直訳すると「養子縁組をする」という意味。公園や道路、河川、空き地などの公共の場所を「子ども」に見立て、「里親」となってくれるボランティアとの間で「養子縁組」をし、自主的に美化活動をしていただく制度です。

◎NPO

Non-Profit Organization(非営利組織)または Non-for-Profit Organization (利益を目的としない組織)の頭文字を略した言葉。営利を目的とせず、社会的な使命(ミッション)の実現を目的とする民間組織。一般的に「民間非営利組織」もしくは「民間非営利団体」と訳される。「非営利」の意味は、無償で活動を行うという事ではなく、利益が出ても構成員に配分しないで活動目的に再投資される。

◎協働

異なる立場の複数の参加者が、何らかの目標を共有し、それぞれの資源(人的資源、物的資源)や特性を持ち寄って、対等の立場で、自主的に協力して共に働くことです。

1977年アメリカのインディアナ大学ヴィセント・オストロム教授が、著書である「Comparing Urban Service Delivery Systems」の中で主要概念として、Co(「共同の」、「共通の」の意味をなす言葉)と Production(「生産」、「創作」)とを結合させて生まれたもので、これが「協働」と訳され日本に定着した。

◎コーディネート

物事を調整し、まとめること。コーディネーターは物事を調整し、まとめる役目の人。

◎コミュニケーション

複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを、受け取りあうこと、あるいは伝えあうこと。

◎コミュニティ

共同体。一定範囲の地域に居住して利害を共にし、政治経済風俗などにおいて深く結びついている社会のこと(地域社会)。

◎主体

①物事(組織)の中心となる部分、②意思を持って他に働きかけるものという二つの意味があるが、この計画においては「主役」と解釈すべき

◎先駆性

ある分野において他の人より先に物事をする事。さきがけ。

これまで実際に行われていない、または将来を先取りする新しい事業を地域の住民のニーズに従って起こし、展開していけること。

◎地域づくり計画

地域住民が安心して楽しく生活できる特色ある地域づくりを進めるため、行政からの情報や人的、技術的協力を得ながら、地域の課題解決に向けて住民自らが作成する将来構想。

◎地域力

地域社会の問題について、その地域の構成員が自らその問題の所在を認識し、自立的かつその他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創り出していく力のこと。

◎地方分権

国からの地方（県・市町村）に対する関与を廃止・縮小したり、国の事務・権限や財源を地方に移したりすることで、住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な地方が行うことができるように、行政の仕組みを変えていこうとするもの。

◎パブリック コメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、その趣旨や目的、内容などを公表し、広く公に（パブリック）に意見・情報・改善策など（コメント）を求める手続きをいう。町が規則などを定める前に、その影響がおよぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、より良い行政を目指すものである。

◎ボランティア（ボランティア団体）

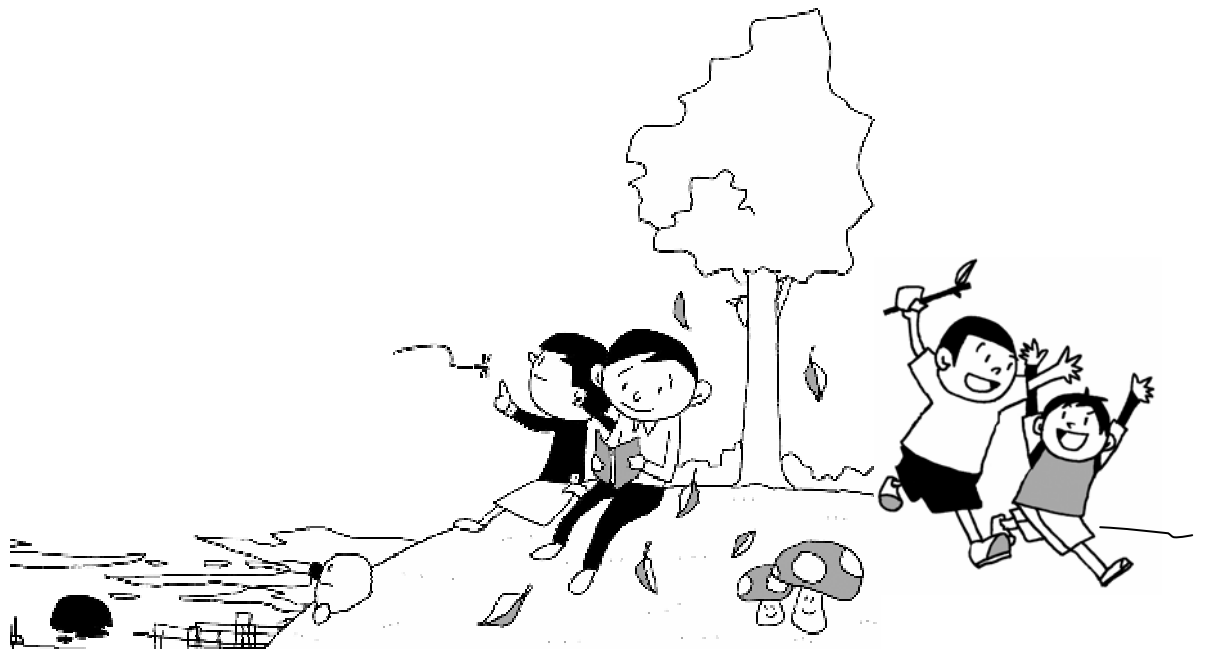
自らの自由意志によって社会や人に向けられる、非営利かつ公益的な活動、またはその活動を行う個人（団体）をいう。一般的に自発性、非営利性、公共性、先駆性などの特性がある。

◎リーダー

集団を代表し、統率する存在をいう。通常、人間の集団・共同体・団体を代表し、統率する人間について言われる。

◎ワークショップ

もともとは「仕事場」「工房」「作業場」など、共同で何かを作る場所を意味していた。しかし最近は問題解決やトレーニングの手法、学びと創造の手法としてこの言葉が使われる事が多く、あらゆる分野でワークショップが行われている。ワークショップは、一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験しグループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造の手法





新上五島町
協働のまちづくり計画(指針・推進計画)

平成22年3月 策定

発行 新上五島町まちづくり推進課

編集 新上五島町協働のまちづくり計画策定委員会
〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

TEL (0959)53-1111

FAX (0959)53-1100

E-mail machi@town.shinkamigoto.nagasaki.jp

